

見附市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第9号

見附市国民健康保険条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険条例（昭和34年見附市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の見附市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和5年4月1日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。